

白商発第 14 号
令和 6 年 5 月 吉日

会 員 各 位

白河商工会議所
会頭 鈴木 俊雄
(公 印 省 略)

優良従業員表彰候補者の推薦依頼について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当所では、会員事業所に永年勤続し成績優秀な従業員の皆様に対して、その労に報いるための表彰を行っており、本年も第 66 回目の表彰を行う運びとしております。

つきましては、別紙の優良従業員表彰規約をご参照のうえ、令和 6 年 4 月 1 日現在で下記の表彰段階に該当する従業員を、裏面の推薦書にて推薦くださるようお願いいたします。ホームページからも書式のダウンロードが可能です。

なお、優良従業員表彰式の開催については、決まり次第追ってご連絡致します。

記

1、推薦期日 令和 6 年 6 月 7 日 (金) まで (必着)

2、被表彰者事業主負担額

※ 1 人につき表彰段階に応じ下記の金額を負担いただきます

※ 負担金は審査決定後請求申し上げます

(1) 勤続実務年数	5 年以上	7, 0 0 0 円
(2) 〃	1 0 年以上	8, 0 0 0 円
(3) 〃	2 0 年以上	9, 0 0 0 円
(4) 〃	3 0 年以上	1 0, 0 0 0 円

3、注意点

令和 6 年 4 月 1 日現在の勤続年数をご記入ください

以上

担当：白河商工会議所 企画総務課

TEL：0248-23-3101 FAX：0248-22-1300

E-mail：cci@shirakawa-cci.or.jp

令和6年度 会員事業所優良従業員表彰「推薦書」

下記枠内にご記入お願いいたします。

フリガナ		TEL	
事業所名		FAX	
代表者 役職・氏名	Ⓜ	住所	〒
		担当者	

No	フリガナ 表彰該当者氏名 (楷書体で丁寧に記入して下さい)	性別 (○で囲んで下さい)	年齢	勤続年数	入社年月日 (例:2010年4月1日)
	【推薦する理由】				
1	フリガナ 氏名	男・女	年齢 才	勤続年数 年	西暦 年 月 日
	【推薦する理由】				
2	フリガナ 氏名	男・女	年齢 才	勤続年数 年	西暦 年 月 日
	【推薦する理由】				
3	フリガナ 氏名	男・女	年齢 才	勤続年数 年	西暦 年 月 日
	【推薦する理由】				
4	フリガナ 氏名	男・女	年齢 才	勤続年数 年	西暦 年 月 日
	【推薦する理由】				
5	フリガナ 氏名	男・女	年齢 才	勤続年数 年	西暦 年 月 日
	【推薦する理由】				

- ※ 2024年4月1日現在の勤続年数のご記入をお願いします。
- ※ 申請書の記入欄が不足する場合は、コピーしてご利用ください。
- ※ 申請書の「受領」ならびに「内容確認」のため、担当者様へご連絡を差し上げる場合がございます。
- ※ ご記入いただきました個人情報、表彰申請書類・表彰状作成のために利用させていただきます。

以下事務局記入欄

申請者数	5年	10年	20年	30年以上	合計

※所属部会

※受付No.

白河商工会議所優良従業員表彰規約

(表 彰)

第1条 本商工会議所は、商工業の振興を期するため、永年同一事業所に勤続し、かつ勤務成績優良と認めるものに対し、本規約により、毎年1回これを表彰する。

(目 的)

第2条 この表彰は、成績優秀な従業員に対し、その功労に報い、これを激励するとともに能率の増進、勤労意欲の昂揚を図り、もって地方産業の発展に寄与することを目的とする。

(従 業 員)

第3条 本規約によって表彰する従業員とは、白河商工会議所管内の会員事業所の従業員であるものとする。

2 会員事業所がその事業の経営を合併した場合、並びに組織の変更等による場合については、その勤続年数は通算する。

3 会員事業所の従業員が転勤による場合には、その勤続年数は通算する。

(表彰基準)

第4条 本規約により表彰される従業員は、下記に該当するものであって、事業主からの推せんに基づき、審査委員会において審査の上決定する。

(1) 同一事業所に5年以上継続勤務しているもので、次の要件の一つを備えるもの。

① 誠実勤勉にして、他の従業員の模範たるもの。

② 業務能率の著しく優れたもので、商工業振興に貢献し功績顕著たるもの。

(2) 発明、考案又は改良、或は危険を未然に防止するなど、その事業所の発展に功績顕著たるもの。

(表彰段階)

第5条 表彰の段階は下記の如く定める。

(1) 勤続実務年数 5年以上

(2) " 10年以上

(3) " 20年以上

(4) // 30年以上

ただし、前項何れかの年限段階において表彰されたものは、次の年限段階にならなければ表彰されない。

2 年限の計算は、就職のときより起算し、表彰の行われる年度の4月1日現在までの通算で行う。

(審査委員会)

第6条 被表彰者選考のため表彰審査委員会を設ける。

2 審査委員長及び委員は、会頭が委嘱する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰経費)

第8条 表彰に要する経費は、被表彰者が勤務する事業所において、その一部を負担するものとする。

(表彰取消)

第9条 表彰されたもので、業務を怠り又は信用を失う行為があったときは、表彰状を返還せしめることができる。

(表彰推せん)

第10条 本規約により表彰を請求するときは、別に定める表彰推せん書を提出するものとする。

附 則

1 この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

1 従来規約は、廃止する。